

「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえた取組方針

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

農業法人等と経営者個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業法人等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人等の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業法人等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、下記①～③について個別具体的にご説明したうえでその説明内容を記録に残します。

①どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか。

②どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか。

③原則、保証債務の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではないこと。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、「経営者保証ガイドライン」に基づき、保証人や主たる債務者の状況を総合的に判断し、適切な保証金額を設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業法人等から経営の改善が図られたこと等により既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、「経営者保証ガイドライン」に則して、改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額を真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継において後継者へ保証契約を当然に引き継がせるのではなく、「経営者保証ガイドライン」に基づき、必要な情報開示を得たうえで、保証契約の必要性等について、改めて検討し検討結果を主債務者および後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者の実質的な経営権・支配権、既存債権の保全状況、法人の資産・収益力による返済能力等を勘案し、保証契約の解除について適切に判断いたします。

なお、事業承継時の経営者保証の取扱いについては、原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めません。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務の履行を請求する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。